

議会基本条例制定後の議会改革・議会活性化の主な取組（令和 6 年度）

年 度	内 容
令和 6 年度	議会資料のペーパーレス化（議案、予算書、決算書等は令和 6 年第 2 回定例会から） 常任委員会資料をホームページに掲載 グループウェアを活用した各種資料の配信開始～各議員へのスムーズな情報伝達、災害時における情報収集・安否確認に活用できるようにした。 市議会におけるハラスメント実態調査の実施 旭川市議会 B C P に係る避難訓練の実施 旭川市議会基本条例の改正（災害時の対応、議会改革の推進、議員の政治倫理に関する規定を追加） ハラスメントの防止等に関する要綱の制定 市議会独自の S N S アカウント（X）による情報発信を開始 委員間討議の実施（案件：市民と議会の意見交換会における市民意見について） オンライン委員会及び本会議におけるオンライン質問に関する条例等を整備（令和 7 年 6 月 1 日施行）